に改め、同条第二欄中「国家公務員共済組合法附則第十三条の五」を「平成二十四年一元化法附則第三十五条第四項」に、「地方公務員等共済組合法附則第二十八条の九」を「平成二十四年一元化法附則第五十九条第五項」に改め、同項第三欄中「以後の厚生年金保険の被保険者期間」の下に「（第一号厚生年金被保険者期間に係るものに限る。）」を加え、同表二の項中

厚生年金保険の被保険者期間（法第七条に規定する者が二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者であるにあつては、その者の二以上の被保険者の種別に係る被保険者期間を合算し、一の期間を有するものとみなした場合における被保険者期間とする。）	昭和十七年六月以後の相手国期間	

を

二十	被保険者期間の場合に係る当み	昭和十七年六月以後の相手国期間

に改め、同項第三欄中「以後の厚生年金保険の被保険者期間」の下に「（第一号厚生年金被保険者期間に係るものに限る。）」を加える。

第五十七条第二項中「第二十七条第十三項若しくは第十四項」を「第二十七条第十五項若しくは第十六項」に改める。

第六十条第一号中「第十二条第二項」を「第十一条第二項」に改め、同条第三号を次のように改める。

三　平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項の規定による障害共済年金又は平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項の規定による障害共済年金

第六十二条第一号及び第二号中「管掌者」を「実施者」に改め、同条第三号ロ中「共済年金各法」を「平成二十四年一元化法改正前共済年金各法」に改める。

第六十四条第二号中「共済年金各法」を「平成二十四年一元化法改正前共済年金各法」に改める。

第六十六条第一号中「第十三条第二項」を「第十二条第二項」に改め、同条第三号を次のように改める。

三　平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項の規定による遺族共済年金又は平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項の規定による遺族共済年金

第六十七条中「第三十七条第八項第三号」を「第四十条第八項第三号」に改める。

第六十八条の見出しを削り、同条の表以外の部分中「第三十七条第八項第三号」を「第四十条第八項第三号」に改め、同条の表一の項及び二の項中「となる厚生年金保険の被保険者期間」を「となる各号の厚生年金被保険者期間」に改め、「規定する厚生年金保険の被保険者期間」の下に「（第一号厚生年金被保険者期間に係るものに限る。）」を加え、同表三の項中「厚生年金保険の被保険者期間」を「各号の厚生年金被保険者期間」に改め、同条の前に見出しとして「（法第三十一条第二項に規定する政令で定める厚生年金保険の被保険者期間等）」を付し、同条の次に次の一条を加える。

第六十八条の二　平成二十四年一元化法附則第二十一条に規定する者が、法第二十七条の規定により老齢厚生年金の加給の受給権を有することとなるときは、前条の規定にかかわらず、法第三十一条第二項に規定する政令で定める厚生年金保険の被保険者期間は、当該平成二十四年一元化法附則第二十一条に規定する者の老齢厚生年金の額の計算の基礎となる厚生年金保険の被保険者期間並びに旧国家公務員共済組合員期間（他の法令の規定により当該旧国家公務員共済組合員期間に算入された期間を含む。）、旧地方公務員共済組合員期間（他の法令の規定により当該旧地方公務員共済組合員期間に算入された期間を含む。）及び旧私立学校教職員共済加入者期間とする。

第六十九条の見出し中「被用者年金被保険者等」を「厚生年金保険の被保険者」に改め、同条第一項中「第三十五条第二項」を「第三十八条第二項」に、「被用者年金被保険者等」を「厚生年金保険の被保険者」に、「第三十五条第一項」を「第三十八条第一項」に改め、同条第二項中「被用者年金被保険者等」を「厚生年金保険の被保険者」に改める。

第七十条中「第三十五条第二項」を「第三十八条第二項」に改める。

第七十一条中「第三十五条第二項」を「第三十八条第二項」に、「第三十五条第一項」を「第三十八条第一項」に改める。

第七十二条中「第三十五条第二項及び第三十六条第二項」を「第三十八条第二項及び第三十九条第二項」に改める。

第七十三条第一項中「第三十五条第二項」を「第三十八条第二項」に、「第三十五条第一項」を「第三十八条第一項」に改め、同条第二項及び第三項中「第三十五条第二項」を「第三十八条第二項」に改める。

第七十四条中「第三十五条第二項」を「第三十八条第二項」に改める。

第七十四条の二（見出しを含む。）中「第三十六条第二項」を「第三十九条第二項」に改める。

第七十五条の見出し中「被用者年金被保険者等」を「厚生年金保険の被保険者」に改め、同条中「第三十七条第八項第一号」を「第四十条第八項第一号」に改める。

第七十六条中「第三十七条第八項第一号」を「第四十条第八項第一号」に改める。

第七十七条第一項及び第二項中「第三十七条第八項第一号」を「第四十条第八項第一号」に改め、同条第三項中「第三十七条第八項第二号」を「第四十条第八項第二号」に改める。

第七十八条中「第三十七条第八項第一号」を「第四十条第八項第一号」に改める。

第七十九条の見出しを削り、同条第一項中「第三十六条第二項各号」を「第三十六条第二項各号」に改め、同条第二項及び第三項中「第三十六条第二項第一号」を「第三十六条第一項第一号」に改め、同条の前に見出しとして「（老齢厚生年金の加給等の支給停止の特例）」を付し、第七章第二節第二款中同条の次に次の一条を加える。

第七十九条の二　老齢厚生年金の加給又は障害厚生年金の配偶者加給の受給権者の配偶者（平成二十四年一元化法附則第二十一条に規定する者に限る。）が、法第二十七条の規定により老齢厚生年金の加給の受給権を有することとなるときは、当該受給権者に係る老齢厚生年金の加給については、当該配偶者に係る老齢厚生年金を第三十六条第一項第一号イに掲げる年金たる給付とみなして、前条の規定を適用する。

第八十条の見出し及び同条第一項中「第三十五条第一項ただし書」を「第三十八条第一項ただし書」に改める。

第八十一条（見出しを含む。）中「第三十五条第三項」を「第三十八条第三項」に改め、同条第六号を次のように改める。

六　次に掲げる年金たる給付

イ　平成二十四年一元化法改正前国共済年金のうち障害共済年金

ロ　平成二十四年一元化法改正前地共済年金のうち障害共済年金

ハ　平成二十四年一元化法改正前私学共済年金のうち障害共済年金

ニ　移行障害共済年金及び平成十三年統合法附則第二十五条第三項の規定により同項に規定する存続組合が支給するものとされた同条第四項第十一号に掲げる特例障害農林年金

第八十一条第六号の次に次の一号を加える。

六の二　平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項の規定による障害共済年金又は平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項の規定による障害共済年金

第八十二条の見出し中「第三十五条第一項」を「第三十八条第一項」に改め、同条第一項中「第三十五条第一項に」を「第三十八条第一項」に改め、同条第一号及び第二号中「管掌者」を「実施者」に改め、同条第三号中「第三十六条第一項」を「第三十九条第一項」に改め、同号ロ中「共済年金各法」を「平成二十四年一元化法改正前共済年金各法」に改める。